

変更届(在留届の記載内容の変更、同居家族の追加・削除)

※帰国・管轄外への転出の場合は、帰国・転出届をご提出願います。

筆頭者氏名【必須】	筆頭者生年月日【必須】
外務太郎	西暦 1980年 1月 1日
変更発生日【必須】	西暦 2020年 12月 28日

筆頭者の記載事項に変更がある場合は、こちらにご記入下さい。
(※変更事項についてのみ記入)

本籍地	東京 ☒ 都 道 県	市郡 (区)	千代田 ☒ 区 町 村	霞が関								
職業 (該当事項に○)	☒ 1 民間企業関係者 2 報道関係者 3 自由業及び専門的職業関係者 4 留学生・研究者・教師 5 政府関係機関職員 6 その他()											
日本国 旅券番号	T	Z	9	9	9	9	9	9	9	☒ 1 長期滞在 2 永住	☐ 在留国国籍有	滞在期間 西暦 2025年 12月 31日まで
在留地の住所 又は居所	299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171											
電話	①212-371-8222										②	
FAX	①212-755-2851										②	
携帯電話	①999-888-777										②	
メールアドレス	①goiken@ny.mofa.go.jp ②											
在留地の 緊急連絡先 (日中の連絡先)	氏名又は会社等所属先名 本人との関係 住所 電話 FAX email											
日本国内の 連絡先	氏名 本人との関係 電話 住所											
日本国内の 所属先	会社等所属先名 電話											

同居家族の追加、削除及び記載事項に変更がある場合はこちらにご記入ください。
(※追加、削除及び変更事項についてのみ記入)

☐ 同居家族の追加				☐ 同居家族の削除				☐ 同居家族の記載事項の変更 (※変更事項についてのみ記入)			
続柄	氏 名	ローマ字					生年月日 西暦 年 月 日				
		漢字					1 男 2 女	1 長期滞在 2 永住	☐ 日本国国籍無 ☐ 在留国国籍有		
携帯電話											
メールアドレス											
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話									
日本国 旅券番号								到着日 西暦 年 月 日	滞在期間 西暦 年 月 日まで		

裏面に続く

続柄	氏名	ローマ字				生年月日		
		漢字				西暦	年	月 日
						1 男	1 長期滞在	☐ 日本国国籍無
						2 女	2 永住	☐ 在留国国籍有
携帯電話								
メールアドレス								
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話						
日本国 旅券番号							到着日 西暦	年 月 日 滞在期間 西暦 年 月 日まで

続柄	氏名	ローマ字				生年月日		
		漢字				西暦	年	月 日
						1 男	1 長期滞在	☐ 日本国国籍無
						2 女	2 永住	☐ 在留国国籍有
携帯電話								
メールアドレス								
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話						
日本国 旅券番号							到着日 西暦	年 月 日 滞在期間 西暦 年 月 日まで

続柄	氏名	ローマ字				生年月日		
		漢字				西暦	年	月 日
						1 男	1 長期滞在	☐ 日本国国籍無
						2 女	2 永住	☐ 在留国国籍有
携帯電話								
メールアドレス								
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話						
日本国 旅券番号							到着日 西暦	年 月 日 滞在期間 西暦 年 月 日まで

(注意事項) 1. 旅券法第16条の規定により、外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する在外公館に在留届を届け出ることが義務付けられています。また、届出事項に変更が生じたときは、必ずその旨を届け出る必要があります。 2. 以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。 ●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過した後、特段のご連絡を頂いておらず、更にその後1年間、当館にて在留が確認できない方 ●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1年以上の期間にわたり当館から連絡がつかない方 3. 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関することに使用するほか、在外公館で在外選挙人名簿登録申請のほか領事窓口サービスを受ける際に利用します。 また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。 4. 記載していただいたメールアドレスには、届け出た在外公館から各種のお知らせを送信します。 また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には、メールのほか、電話、SMS、FAXなど可能な限りの方法で情報を提供します。								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

(令和2年12月改正)